資循第 1 8 3 4 号 平成 18年 3月 27日

大阪府環境審議会 会長 南 努 様

大阪府知事 太田 房江 **九** 大阪府知事 太田 房江

廃棄物処理計画の改定について (諮問)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の5第3項の規定に基づき、廃棄物処理計画の改定について、貴審議会の意見を求めます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づき、都道府県は 廃棄物の減量化や適正処理等に関する国の基本方針に即して、廃棄物の 減量その他適正な処理に関する計画(廃棄物処理計画)を定めることと されています。

現在の大阪府廃棄物処理計画は、貴審議会の答申を経て、平成17年度までの5年間を計画期間とし、大阪府環境総合計画やリサイクル関連諸法等との整合も図りつつ、平成14年3月に策定したものです。

この計画は、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成すること」を基本理念、 廃棄物の発生抑制、

リサイクルの推進、 適正処理の推進、 府民・事業者・市町村等と連携した取り組みの4点を基本方針とし、府内から発生する廃棄物の最終処分量を平成9年度の概ね半分にするという平成22年度目標と、その達成をみすえて設定した平成17年度の最終処分量を数値目標として掲げています。

現在の計画期間中においては、リデュース・リユース・リサイクルのいわゆる3Rの推進による循環型社会の形成推進に向けた取り組みが大きく進展しています。また、国の基本方針も昨年5月に一部が改正され、新たに一般廃棄物処理の有料化の推進などが盛り込まれたところです。

大阪府としては、このような状況も踏まえ、平成18年度において平成17年度の数値目標の達成状況を確認しつつ、平成22年度目標の確実な達成に向けて、廃棄物処理計画の改定を行うこととし、同法第5条の5第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。